

Ⅲ 環境・資源対策

1 バイオマスの利活用の加速化

(1) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大

第 169 回国会に提出した「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案」により、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携による低コストでのバイオ燃料の安定供給に向けた取組を支援する。これにより、平成 23 年までに国産バイオ燃料を 5 万 kl 生産することを目指す。さらに、食料と競合しない稲わらや間伐材等の非食用資源から効率的にバイオ燃料を生産する「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を推進し、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を目指す（技術の開発等がなされれば、2030 年頃には 600 万 kl の国産バイオ燃料の生産が可能（農林水産省試算））。

(2) 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンについて、複数の市町村が連携した広域的なバイオマスの利活用モデルを構築することなどにより、バイオマスの利活用をさらに加速化し、平成 22 年度までにバイオマスタウンを 300 地区構築することを目指す。

2 地球環境保全に対する農林水産業の積極的な貢献

(1) 農林水産分野における地球温暖化対策の強化

「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」（平成 19 年 6 月 21 日農林水産省地球温暖化・森林吸収源対策推進本部決定）に基づき、京都議定書の 6 %削減約束を達成するため、森林吸収源対策やバイオマス資源の循環利用等の農林水産分野の排出削減対策の加速化を図るとともに、地球温暖化の進行により懸念される農林水産業への影響に対処するための適応策を推進する。また、たい肥の施用など適切な土壌管理を通じて、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能を向上させていくためモデル地区での実証を行うとともに、農山漁村地域における低炭素社会の実現を目指して、地域全体で CO₂ を削減する取組や、CO₂ 排出量の実態把握、効果的な表示方法の検討等による省 CO₂ 効果の「見える化」を推進する。

(2) 農林水産業における生物多様性保全の推進

「農林水産省生物多様性戦略」（平成 19 年 7 月 6 日農林水産省新基本法農政推進本部決定）及び「第三次生物多様性国家戦略」（平成 19 年 11 月 27 日閣議決定）に基づき、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進、間伐等による森林の適切な整備・保全、藻場・干潟の造成・保全等、生物多様性をより重視した農林水

産施策の推進を図るとともに、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発等に取り組む。生物多様性の保全を重視した農林水産業の生産活動を国民に分かりやすくアピールし、農林水産業に対する理解の促進を図るため、「生きもの認証マーク」の創設について検討する。これらの取組については、平成 22 年に名古屋市で開催される予定の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP 10）において世界に向けて発信する。

3 北海道洞爺湖サミットへの対応

平成 20 年 7 月に開催される北海道洞爺湖サミットに向けて、我が国が進めるエネルギー変換効率の高い革新的な技術、地域の実情に即した利用システムを構築するバイオマスタウン等の普及を促進する。

洞爺湖周辺地域をはじめ、国内におけるバイオマスタウン構想の策定を進めるとともに、セルロース系原料からのバイオ燃料生産技術、バイオディーゼル燃料やペレットなどによるエネルギーの地産地消等に取り組む。メディアセンターの内装材、調度品に間伐材を活用するとともに、サミット会場においてバイオマス製品を使用する。

